

青森県報

第四千三百九十七号

平成三十年
一月十日
(水曜日)

目次

告 示

- 救急病院の設置……………(医療業務課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……一
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域民局) ……二
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任……………(三八地域民局) ……二
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域民局) ……二

告 示

青森県告示第十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成三十年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成三十年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
独立行政法人労働者健康安全管理機構青森労働安全機構 青森労働安全機構	八戸市大字白銀町字南ケ丘一	平成三十三年一月十一日

青森県告示第十九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

平成三十年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年 月 日
倉石ハーネス株式会社	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵一の一の八六五	居宅介護支援事業所たなぶ	むつ市横迎町二丁目一六の七畑中貸事務所一階	平成三十一年一月十日

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 年 月 日

那須 智彦	津軽保健生活 協同組合健康 病院	弘前市大字扇町 二丁目二の二	整形外科(肢体不自 由)	平成 三〇・一・一
-------	------------------------	-------------------	-----------------	--------------

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 後藤工務店
- 二 氏名 後藤平作
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字茂浦字茂浦一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二六)第四八五三号
- 五 取消年月日 平成二十九年十二月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年十月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、名

川土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年一月十日

三八地域県民局長 津 島 正 春

役員の内任 区別	氏 名	住 所	内任の年月日
監 事	四戸 泰明	三戸郡南部町大字上名久井字上町二の二	平成三〇・三・五

土地改良区の役員の内任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員の内任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年一月十日

西北地域県民局長 山 本 馨

役員の内任 区別	氏 名	住 所	内任及び退任 の年月日
監 事	成田 昭司	つがる市柏桑野木田福井七七の二	平成 三〇・二・三就任
〃	長谷川藤行	木造菰樋江野島一四の二	〃
〃	秋田 豊年	富范町屏風山一の八七四	〃
〃	成田 昭司	柏桑野木田福井七七の二	三〇・二・二退任
〃	長谷川藤行	木造菰樋江野島一四の二	〃
〃	秋田 豊年	富范町屏風山一の八七四	〃

(発行所・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭